

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月27日

沼津河川国道事務所長 辛嶋 亨

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局沼津河川国道事務所の既設の浪人川排水機場ポンプ設備（以下「当該設備」という）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、既設設備の機能・性能に影響を及ぼすものであり、修繕により当該設備内の他の部分への影響や一部設備更新による接続要件のすり合わせなどの検討や対策を含むものである。

既設設備は、当事務所の工事目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等により、当初受注者が独自に開発・設計・製作・据付したもので、製作段階で当初受注者固有の構造・形状となっており、装置形状や構成部品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備である。

よって、本修繕工事は、当該設備の当初受注者を契約の相手方（以下、「特定予定者」という）とし契約手続きを行う予定としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札（施工能力評価型Ⅱ型）にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和6年度 狩野川浪人川排水機場ポンプ設備修繕工事
- (2) 工事内容 既設の浪人川排水機場ポンプ設備にかかる修繕工事を行うこと。
(なお、詳細は別添資料「工事説明書」を参照のこと。
- (3) 対象設備 別紙1「対象設備一覧表」参照。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和8年2月27日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に付す応募要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定

を令和5年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

- ③会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、22工種の各工種区分をいう。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - ⑦建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、中部地方整備局管内に所在すること。
また、経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書、技術資料（競争参加資格確認資料）、工事施工内容確認資料（以下「申請書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の所在地が、上記区域内であること。
 - ⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 実績に関する要件
- 平成21年度以降に元請けとして、引渡が完了した当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること。
- 経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成21年度以降に元請けとして当該設備と同種の設備を新設、改造、更新、又は修繕した工事实績を有すること。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）
- (3) 配置予定技術者について
- 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ①監理技術者を配置する場合は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものに限る。））又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ②主任技術者を配置する場合は、①に示す要件に該当する者、もしくは、下記に示す資格を有する者であること。
 - ・「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
 - ③同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成21年度以降の実績でなくても良い）の経験を

有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）
ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評
定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合
格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見
なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（3）①の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種設
備の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては
上記の（3）①の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約し
た企業においては、上記（3）①の基準を満たし、上記（2）の同種設備の実績を有した技術
者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

- ④配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。なお、雇用期
間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者
については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
- ⑤工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者
が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑥工程上一定の区切りと認められる時点は、受注者自らが工場製作を行う工事であつて、現
地から工場へ工事現場が移行する時点及び工場から現地へ工事現場が移行する時点とする。
- ⑦配置予定技術者は、現地での工事現場の技術者とする。配置予定技術者は、現地での工事
現場の期間に専任で配置できる者であること。なお、工事現場が移行する時点で、配置予
定技術者を交代させても良い。
- ⑧技術者は、次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、工場製作の
みが行われている期間でも、足場等の仮設設備や現場事務所の管理等、現場管理が必要と
なる場合は、技術者の専任を要するものとする。
 - a. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬
入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - b. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面
的に一時中止している期間
 - c. 機械設備の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - d. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事
務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ⑨技術者の途中交代にあつては、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確
保されること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの
措置をとること、工事の継続性、品質確保等に支障が無いこととする。

（4）技術力に関する要件

- ①本修繕工事の主ポンプ設備における交換部品の納入体制を有すること。
- ②主ポンプ分解整備後の実負荷による性能試験を実施する試験場の体制とその試験場で当該
主ポンプと同種同規模の性能試験の実績を有すること。

（なお、ここでの同種同規模とは、横軸軸流ポンプで1台あたりの吐出量が毎秒4.5m³

以上であること。)

- ③本修繕工事に係る主ポンプ設備全般の検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
- ④本修繕工事完成後のアフターケア体制を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

沼津河川国道事務所 経理課 契約係

電話：055-934-2002, メールアドレス：cbr-keinumaz@mlit.go.jp

②技術関係

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

沼津河川国道事務所 河川管理課 機械係

電話：055-934-2011, メールアドレス：ooya-s85aa@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年1月27日（月）から令和7年2月5日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記（1）②に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年2月6日（木） 12時00分

提出場所：上記（1）②に同じ。

電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和7年2月3日（月） 16時00分

受付場所：上記（1）②に同じ。

電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和7年2月4日（火）、5日（水）の2日間

回答方法：上記（1）②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和7年2月6日（木）

実施場所：上記（1）②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和7年2月14日（金）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：4. (1) ①に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

別紙 1

対象設備一覧表

(浪人川排水機場)

NO	設備名称			規格等	備考
1	主ポンプ設備	主ポンプ	主ポンプ	横軸軸流ポンプ	
2	主ポンプ 駆動設備	主原動機	内燃機関	ディーゼル機関	
		動力伝達装置	減速機	横軸平行軸歯車減速機	